

平成30年9月4日
子ども・若者部
児童相談所開設準備担当課



児童相談所開設に向けた準備の進捗状況について

1 主旨

区は、児童福祉法の改正に伴い、児童相談所の移管を受け、子ども家庭支援センターと一体となった、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政の実現を目指し、検討を進めている。

今般、職員確保の計画を策定するとともに、児童相談所整備の進捗状況等を取りまとめたので、その内容を報告する。

2 課題の検討状況

【別紙1】のとおり。

3 職員の確保について

児童相談所（一時保護所含む）の職員配置については、児童相談所設置・運営計画案の第二次更新（平成30年7月）において、虐待通告件数の増加などの実態に即して見直しを行った。【別紙2】

職員の確保に向けては、庁内専門職員の登用、新規職員の採用、任期付職員採用制度の一層の活用など、様々な手法により確保するとしており、その採用計画案について【別紙3】のとおり取りまとめた。

4 児童相談所整備の進捗状況について

（1）整備の概要

- ・児童相談所については、総合福祉センター機能移行後の後利用施設に整備することとし、平成29年9月に「総合福祉センター後利用施設改修に向けた基本構想」を策定した。
- ・その後、運営上必要な機能について精査等を行い、平面プラン等への反映を行った。今後、この平面プランに基づき、設計等の作業を進める。

平面プラン等の詳細については、平成30年9月4日福祉保健常任委員会（総合福祉センター後利用施設の改修について）により報告する。

（2）運営上必要な機能についての精査等の内容

児童相談所来所者と併設施設利用者との動線

複合施設1階南東側に、主に児童相談所来所者が利用する新規出入口を整備し、北東側の既存出入口を主に利用する併設施設利用者との動線が交錯しない設計とした。

セキュリティを高めるための児童相談所玄関の設置

児童相談所の2階、3階入口について、共用エリアとの境に玄関を設置し、セキュリティを高めた。

既存建物を活かした採光を取り入れた明るい印象づくり

既存建物プランを活かして、児童相談所玄関、廊下は吹き抜けからの採光を取り入れた明るい印象とし、来所した児童や保護者が安心して過ごせるよう、待合スペース等の空間作りにも配慮した。

適切な広さの相談室の設置

今後の相談件数の増加等への対応を念頭に、相談室を可能な限り多く配置した(13室)。相談室は、児童への圧迫感がなく、かつ児童が落ち着いて過ごせる適切な広さとした。

被害確認用の面接室の配置

児童が繰り返し被害状況について話す必要がないよう、児童相談所職員のほか警察等の関係者が同時に被害確認を行える設備を備えた被害確認用の面接室を配置した。

会議室の配置

援助方針会議等、大人数による会議が可能な会議室を配置した。

多目的室の配置

会議や相談等、多目的に使用できる多目的室2室を配置し、様々な用途に対応可能な設計とした。

プレイルームの配置

プレイルーム2室を配置し、家族再統合を見据えて、キッチンを備えた部屋と、親子関係を観察するための設備を備えた部屋を設計した。

5 今後のスケジュール(予定)

平成30年(2018年)	12月	福祉保健常任委員会(政令指定要請に向けた準備の進捗状況報告)
平成31年(2019年)	2月	福祉保健常任委員会(児童相談所設置・運営計画の第三次更新の報告)
	3月ころ	国への児童相談所設置市(区)の政令指定の要請
	4月~	総合福祉センター後利用施設改修工事
	7月~	福祉保健常任委員会(児童相談所設置・運営計画の最終更新の報告)
		児童相談所条例制定
平成32年(2020年)	4月以降	児童相談所開設

児童相談所の職員配置について

・当初計画（平成29年3月）での職員配置

児童相談所	人数	
所長	1	
副所長	-	
児童福祉司	19	23
児童福祉司 S V	4	
児童心理司	11	12
児童心理司 S V	1	
保健師	1	
事務	6	
非常勤職員 (事務、児童福祉司業務補助等)	14	
その他	3	内訳 ・医師 2 ・弁護士 1
計	60	

・第二次更新における職員配置

児童相談所	人数		当初比増減
所長	1		0
副所長	1		+ 1
児童福祉司	27	33	+ 10
児童福祉司 S V	6		
児童心理司	15	16	+ 4
児童心理司 S V	1		
保健師	2		+ 1
事務	2		4
非常勤職員 (事務、児童福祉司業務補助等)	4		10
その他	4	内訳 ・警察官 O B 等 1 ・医師 2 ・弁護士 1	+ 1
計	63		+ 3



一時保護所	人数	
保護所長	-	
児童指導員・保育士	13	
児童心理司	-	
非常勤職員 (児童指導、保育等)	6	
その他	2	内訳 ・看護師又は栄養士 2
計	21	

一時保護所	人数		当初比増減
保護所長	1		+ 1
児童指導員・保育士	30		+ 17
児童心理司	1		+ 1
非常勤職員 (児童指導、保育等)	6		0
その他	5	内訳 ・看護師 2 ・学習指導員 3	+ 3
計	43		+ 22

一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途確保する必要がある。

一時保護所については、夜間児童員として臨時職員を別途確保する必要がある。

合計	81
----	----

合計	106	+ 25
----	-----	------

【参考】児童相談所開設後の組織イメージ



児童相談所（一時保護所含む）職員採用計画案

【別紙3】

		2017年度 (平成29年度) <実績>	2018年度 (平成30年度) <実績>	2019年度 (平成31年度) <予定>	2020年度 (平成32年度)
児童福祉司	確保数	4	16	30	33
	前年度比増減	+ 4 増	+ 12 増	+ 14 増	+ 3 増
児童心理司	確保数	1	7	15	17
	前年度比増減	+ 1 増	+ 6 増	+ 8 増	+ 2 増
一時保護所 (保育士・児童指導)	確保数	—	4	25	30
	前年度比増減		+ 4 増	+ 21 増	+ 5 増

採用にあたっては、任期付職員採用制度の活用や、東京都からの職員派遣等において経験者を確保することにより、安定的な児童相談所運営体制を構築する。